

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学事務組織規程</p> <p>平成 16 年 11 月 22 日 16 経教 規程第 78 号</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(組織等)</p> <p>第 2 条 本学の本部、<u>共生科学技術研究院</u>(以下「<u>研究院</u>」という。)、工学府・工学部、農学府・農学部、生物システム応用科学府、<u>連合農学研究科</u>、図書館並びに学部附属の教育施設及び研究施設(以下「<u>学府等</u>」という。)に、事務組織を置く。</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 総括本部長は、学長の監督の下に、本部の事務を掌理し、<u>研究院の事務並びに学府等の事務</u>について総括し、及び調整する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>第 5 条～第 31 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織等)</p> <p>第 2 条 本学の本部並びに<u>農学研究院、工学研究院</u>、工学府・工学部、農学府・農学部、生物システム応用科学府、<u>連合農学研究科</u>、図書館並びに学部附属の教育施設及び研究施設(以下「<u>研究院等</u>」という。)に、事務組織を置く。</p> <p>第 3 条 省略(現行どおり)</p> <p>第 4 条 省略(現行どおり)</p> <p>2 総括本部長は、学長の監督の下に、本部の事務を掌理し、<u>研究院等の事務</u>について総括し、及び調整する。</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>4 省略(現行どおり)</p> <p>第 5 条～第 31 条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (22 規程第 28 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。